

資料3

○農漁業保険審査会運営規程（平成三十年六月四日農漁業保険審査会決定）改正新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会議の議決） 第五條 審査会において決すべき事項については、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。 第六條 （略） （部会の招集） 第七條 （略） 2 部会の会議については、第三條から第五條までの規定を準用する。この場合において、第三條中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 3 （略） 第八條 第十條 （略）	（新設） 第五條 （略） （部会の招集） 第六條 （略） 2 部会の会議については、第三條及び第四條の規定を準用する。この場合において、第三條中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 3 （略） 第七條 第九條 （略）